

平成 22 年 9 月 10 日
北 陸 財 務 局

北 陸 財 務 局 長 談 話

— 日本振興銀行株式会社について —

1. 本日、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」という。）について、[別添](#)のとおり金融担当大臣談話が出された。
2. 日本振興銀行の預金については、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息の合計額について、預金保険制度により保護される。
預金保険制度により保護される預金については、週明け後早期に払戻しできるよう準備を進めることとしている。これらの預金については、払戻しの時期を問わず保護されるので、預金者におかれては、冷静な対応をお願いしたい。
預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなるが、預金者の利便性を確保する観点から、預金保険制度の概算払制度により、預金保険機構が早期に概算払率に基づく払戻しを行う予定である。
3. 日本振興銀行の融資面については、金融整理管財人に対し、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応を図るよう要請したところである。また、関係機関に対しても信用供与の円滑化のため万全の対応を行うよう要請することとしている。
今後についても、善意かつ健全な借り手への融資については、第二日本承継銀行へ引き継がれた後、最終的な受皿金融機関に引き継ぐことを想定しているので、利用者におかれては、心配されることなく冷静な対応をお願いしたい。

(お問い合わせ先) 北陸財務局 金融監督第一課 Tel 076-292-7853
--